

たんぼぼ訪問看護国領

運営規程

（事業目的）

第1条 株式会社 **EQUALITY** が開設するたんぼぼ訪問看護国領（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する事項をさだめることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 1 「ステーション」は、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活の維持・回復を図るとともに在宅医療を推進し、快適な在宅療養が出来るよう努めなければならない。

2 「ステーション」は、事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供が出来るように努めなければならない。

3 「ステーション」は、事業運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は、福祉サービスを提供する者と綿密な連携を保ち、総合的サービスの提供に努めなければならない。

（事業の運営）

第3条 1 「ステーション」は、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

2 「ステーション」は、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師・看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士（以下「訪問看護師等」という。）又は看護補助者によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

（事業の名称及び所在地）

第4条 訪問を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

名 称：たんぼぼ訪問看護国領

所在地：東京都調布市国領町 3-10-46

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 「ステーション」に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者 (看護師若しくは保健師) 所長 1名
所長は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業運営が行われるよう業務を一元的に管理を行う。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 2 看護職員 (看護師、保健師又は准看護師) :
常勤換算 2.5 名以上 (内、常勤 1 名以上)
訪問看護計画書及び報告書を作成し (准看護師を除く)、訪問看護当する。
- 3 理学療法士、作業療法士 : 適当数
看護職員の代わりに、看護業務の一環としてリハビリテーションを担当する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- 1 営業日 月曜日～金曜日 但し、祝日・12月30日～1月3日除く
- 2 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制を整備する。。

(指定訪問看護の提供方法、内容及び利用料等)

第7条 「ステーション」が行う提供時間・回数等

- 1 「ステーション」が行う訪問看護の提供時間は、1日1回30分～1時間30分程度を標準とし、2時間 (老人訪問看護基本療養費Ⅱを算定すべき場合は8時間) を越えないものとする。
- 2 利用者が訪問看護の通常利用は、1週間3日を上限とする。
但し、末期悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病の利用及び急性憎悪等による特別指示書を交付された利用者についてはこの限りではない。
- 3 前2項の規定に関わらず、居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画書に定めるものとする。
- 4 予防介護については、介護予防サービス計画に基づき訪問看護を行う。

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次の通りとする。

- 1 利用者がかかりつけの医師に申し出て、主治医が「ステーション」へ交付した指示書により、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。また、利用者の居宅サービス計画が作成されている場合は当該計画に沿った指定訪問看護を提供する。
- 2 利用者に主治医がいない場合は、「ステーション」から居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対処する。

(訪問看護の内容)

第9条 訪問看護の内容は次の通りとする。

- 1 療養上の世話
清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助・食事（栄養）及び排泄など日常生活療養上の世話・ターミナルケア
- 2 診療の補助
褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置
- 3 リハビリテーションに関すること
- 4 家族の支援に関すること
家族への療養上の指導、相談家族の健康管理等
- 5 介護予防（要-1・要-2）地域包括支援センター等のケアプランによる医療予防・処置・相談・指導を行う。

(緊急時における対応方法)

第10条

- 1 「看護師等」は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。
- 2 事項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料)

第 1 1 条

- 1 ステーションは、基本利用料として健康保険法・介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の 1 割、2 割又は 3 割を徴収するものとする。但し、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。
- 2 ステーションは、基本料のほか看護師等の訪問看護提供が次の各号に該当する時は、その他の利用料として、別紙の額の支払いを利用者から受けるものとする。但し、居宅サービス計画に基づくものを除く。
 - ① 第 6 条第 1 項・第 2 項で定めた利用日及び利用時間外に訪問看護を行った場合。
 - ② 第 7 条第 1 項で定めた 2 時間「(老人訪問看護基本療養費Ⅱを算定すべき場合は 8 時間)」を超えた場合。
 - ③ 訪問看護と連携して行われる死後の処置。
- 3 ステーションは、実費負担の利用料として、訪問看護に必要な交通費、おむつ代等に要する費用を利用者から受けるものとする。但し、介護保険を適用する利用者にかかる交通費については、次条に定める通常の業務の実施地域を越える場合に限る。

(通常業務を実施する地域)

第 1 2 条

「ステーション」が通常業務を行う地域は、調布市（全域）・三鷹市（大沢、中原）・世田谷区（給田、上祖師谷、南烏山）、狛江市（中和泉、和泉本町、西野川、東野川）とする。

(相談・苦情対応)

- 第 1 3 条 「ステーション」は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 「ステーション」は、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から 2 年間保存する。

(事故処理)

- 第 1 4 条 「ステーション」は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 「ステーション」は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。
- 3 「ステーション」は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又は防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(ICT等の活用可能)を定期的
に開催するとともにその結果について、職員に十分に周知する。
- ② 虐待防止のための指針を整備する。
- ③ 虐待を防止するために従業者に対する研修を定期的
に実施する。
- ④ 上記措置を適切に講じる為の担当者を置く。

(身体的拘束の防止)

第16条

- 1 当事業所は原則身体拘束およびその他の行動制限の一切を禁止します。
ご本人又はご家族もしくは当事業所の職員の生命又は身体を保護するた
めの措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体拘束適正化委
員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束
をしないリスクの方が高い場合で、
切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人又
は家族への説明同意を得て行います。また身体拘束を行った場合は、その
状況についての経過記録を行いできるだけ早期に拘束を解除すべく努力
します。
- 2 身体拘束廃止及び適正化に向けた取り組みをすることを目的に、
身体的拘束適正化委員会を設置します。
- 3 定期的に職員に対し身体的拘束等適正化のための研修を実施します。

(事業継続に向けた取り組み)

第17条

- 1 事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要な看護サ
ービスを継続的に提供できるよう、業務継続に向けた計画等の策定、研修、
防災訓練を実施する。

(その他運営についての留意事項)

第18条

- 1 「ステーション」は、社会的責任を充分自覚し、職員の資質向上を図るために次に挙げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。
 - ① 採用後2カ月以内に初任研修
 - ② 年4回の業務研修
- 2 訪問看護師等の緊急及び体調不良により訪問看護等のサービスができない場合、管理者の指示により、他の訪問看護師等にローテーション変更を速やかに行う。
- 3 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。(個人情報保護法による)
- 4 「ステーション」は、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その間歇の日から2年間保管しなければならない。(医療及び特定診療費に係る療養に関する諸記録等は3年間保管・診療録は5年間保管とする。)

付 則

この規定は、一部変更の上令和6年4月1日から施行する。